

定期報告の対象となる建築物（建築基準法施行細則第9条で定める建築物）

対象用途(※1)	対象規模（下記のいずれかに該当するもの）	報告時期
病院 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ホテル 旅館	①300平方メートルを超えるもの ②その用途が3階以上の階にあるもの ③100㎡超～200㎡以下、かつ、階数3以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの	【令和6年度】 令和6年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は前回報告した日から3年を超えない日まで
学校（幼稚園を除く。）	①2,000平方メートルを超えるもの ②その用途が3階以上の階にあるもの ③100㎡超～200㎡以下、かつ、階数3以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの	【令和7年度】 令和4年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は前回報告した日から3年を超えない日まで
体育館 博物館 美術館 図書館 ボウリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場	③100㎡超～200㎡以下、かつ、階数3以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの	
児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。） 共同住宅又は寄宿舎（認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用途に限る。）	①300平方メートルを超えるもの ②その用途が3階以上の階にあるもの ③100㎡超～200㎡以下、かつ、階数3以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3階以上の階にあるもの	
幼稚園	①300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。） ②その用途が3階以上の階にあるもの ③100㎡超～200㎡以下、かつ、階数3以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの	

<p>保育所</p>	<p>①300 平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）  ②その用途が3 階以上の階にあるもの  ③100 m<sup>2</sup>超～200 m<sup>2</sup>以下、かつ、階数3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3 階以上の階にあるもの</p>	
<p>劇場  映画館  演芸場</p>	<p>①200 平方メートルを超えるもの  ②その用途が3 階以上の階にあるもの  ③100 m<sup>2</sup>超～200 m<sup>2</sup>以下、かつ、階数3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3 階以上の階にあるもの  ④100 m<sup>2</sup>超～200 m<sup>2</sup>以下、かつ、階数3 以上のもので、主階が1 階にないもの</p>	<p>【令和5 年度】  令和5 年4月1 日を始期として翌年の3月3 1 日までとし、以後は前回報告した日から3 年を超えない日まで</p>
<p>観覧場  公会堂  集会場</p>	<p>①200 平方メートルを超えるもの  ②その用途が3 階以上の階にあるもの  ③100 m<sup>2</sup>超～200 m<sup>2</sup>以下、かつ、階数3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3 階以上の階にあるもの</p>	
<p>百貨店  マーケット  物品販売業を営む店舗</p>	<p>①1,000 平方メートルを超えるもの  ②その用途が3 階以上の階にあるもの  ③100 m<sup>2</sup>超～200 m<sup>2</sup>以下、かつ、階数3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3 階以上の階にあるもの</p>	
<p>キャバレー  カフェー  ナイトクラブ  バー  ダンスホール  遊技場  待合  料理店  飲食店  公衆浴場（個室付浴場に係るものに限る。）</p>	<p>①300 平方メートルを超え、かつ、その用途が3 階以上の階にあるもの  ②100 m<sup>2</sup>超～200 m<sup>2</sup>以下、かつ、階数3 以上のもので、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は3 階以上の階にあるもの</p>	